

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：2019/1/28

自画撮り写真の交換から始まった脅迫被害 ～インターネットトラブル事例集より②～

優しい言葉で油断を誘い、信用させ、個人情報や写真を入手して「ネットにばら撒く」、「学校に知らせる」などと脅す。こんな被害にあわないために、できることは？

同性のステキな友達だと信じていたのに



好きなアーティストの話題で意気投合した同じ年のAさんと直接やり取りを始めたUさん。やがて、誰にも言えない秘密も打ち明けられる仲になりました。

写真を送ったら態度が急変、脅迫された



Aさんの写真が届き、嫌われたくない自分の写真を返信した途端、写真付きで秘密をネットに拡散されたくなれば裸の写真を送れと脅されました。

考えてみよう！

A.撮影・送信・所持も違法！

18歳未満の裸&それに近い写真は、児童ポルノ禁止法で
・撮影するのは「製造違反」
・送信することは「提供違反」
・持っているだけ「所持違反」として罰せられるのです。

B.善人は違法な要求をしない

「撮って送ってくれる?大事に持ってるから♡」は、違法行為をしようという意味だと判断しましょう。また、普通の顔写真でも個人情報と一緒になら脅すネタになりうるので要注意です。

C.深みにはまってしまう前に

SNSをやめれば被害は避けられますが、安全利用の練習ができません。文や写真は偽装可能であること、送ってしまえば取り戻せないことを忘れずに、困ったら迷わず大人に相談を！

解説 言葉巧みに近づく人を、見える情報だけで判別するのは不可能

政府インターネットテレビでは、実際の事件を基にしたドラマ仕立ての動画を公開しています。悪意ある大人の巧妙な手口を、動画で疑似体験できますので、ぜひ参考にしてください。

政府インターネットテレビ「自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！」⇒



自画撮り被害児童のほとんどは中高生。仲良くなりたいと思わせ、個人情報を聞き出し、写真を送らせて脅す手口の一部始終を、じっくり考えながら視聴し、時間をかけて真剣に話し合ってみましょう。

参考>・総務省「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」 P24

http://www.soumu.go.jp/main_content/000590558.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp